

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和6年2月28日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番 石本 晋也	2 番 澤田 嘉之
7 番 山本 功	8 番 井澤 茂治
9 番 中川 茂成	10 番 田中 安弘
11 番 山本 千恵子	12 番 田中 吉照
13 番 草嶋 邦子	16 番 杉嶋 秀美
17 番 森島 隆詞	18 番 井上 和也
19 番 岩井 三郎	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

5 番 田中 正博

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番 野秋 眞秀	4 番 堀内 大
6 番 中村 正	14 番 新司 吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番 松尾 清敏

事務局 八田 貴史
山口 健司
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第4号	令和5年度農用地利用集積計画（第10次）の決定について
報告第1号	認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について

8、署名委員

8 番 井澤 茂治	9 番 中川 茂成
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和6年2月28日午後2時40分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第3回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議 長 本日も何かとお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

 本日の署名委員は、8番井澤茂治委員、9番中川茂成委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
 事務局より議案第1号について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
 1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

 場所については2ページの地図のとおり、旭浄水場の南側になります。

 本件については、譲渡人が高齢で従事が難しくなったため、譲受人への所有権の無償移転申請です。

 譲受人は営農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

 また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 以上です。

議 長 議案第1号の1番については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井 澤 8番、井澤です。

 1番の案件につきまして、令和6年2月21日に新司委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 1 号については、許可すること
に決定いたします。

議 長 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。事務局より提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につい
て、でございます。

3 ページをお開きください。1 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 4 ページの地図のとおり、府道八幡木津線の西側で実線で囲われた部
分になりますが、宅地である点線で囲った植田山中 2 8 の一部と一体的にガソリンスタ
ンド及び農業用資材販売の露天資材置場及び関係車両駐車場として転用されるもので
す。

立地基準につきましては、J R 祝園駅を中心とする半径 8 0 0 メートル以内の区域で
かつ、その区域内の宅地の面積の割合が 4 0 % を超える区域内にある農用地区域内にあ
る農地以外の農地であって、第 2 種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地
への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第 4 条第 6 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相
当と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 議案第 2 号の 1 番については、地区担当委員の井上副会長が現地確認を行っておられ
ますので、補足説明をお願いします。

井 上 1 8 番、井上です。

1 番の案件につきまして、令和 6 年 2 月 2 1 日に田中正博委員と山口局長補佐と申請
のありました現地を確認しました。事務局から説明がありましたように、植田山中 2 9
番 1 の農地と 2 8 番の宅地の一部と一体的に、ガソリンスタンド及び農業用資材販売の

露天資材置場及び関係車両の露天貸駐車場として、転用されるものです。

排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。当該地は農地として、適正に管理されておりました。

議 長 ありがとうございました。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の
意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題とします。
事務局より議案第3号について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、でございます。
5ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおり、山田川の南側の部分と、一枚おめくりいた
だいた、7ページの地図のとおり、国道163号の北側で回転ずし店の東側になります。

相続税の納税猶予に関する適格者証明とは、農地を相続により取得した方が、相続税
の納税猶予の特例を受けようとする場合に税務署に提出する添付書類のひとつで、被相
続人が死亡するまでに農業に従事していることや相続人が相続後も農業経営に利用す
ること等の適格要件に該当する旨の証明書で、証明を受けられる農地は耕作地に限りま
す。

当該地につきましては、現在、適正に管理されており、当該相続人について、通作
可能な距離にお住まいで、引き続き農業経営を行うことに問題はないものと考えます。
以上です。

議 長 議案第3号については、地区担当委員の中村委員が現地確認を行っておられますので、
補足説明をお願いします。

中 村 6番、中村です。

1 番の案件につきまして、令和 6 年 2 月 21 日に山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。近隣市にお住まいで通作も可能な距離であり、今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、適格者として証明して問題なしと思われる方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 3 号については、適格者として証明することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 4 号、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 10 次）の決定について、を議題とします。事務局より議案第 4 号の 1 番から 4 番について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは 8 ページをお開きください。議案第 4 号、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 10 次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求める。

9 ページをお開きください。1 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 13 ページの地図のとおり、古川橋の南西になります。

9 ページにお戻りいただき、2 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 15 ページの地図のとおり、農免道路の東側になります。

10 ページをお開きいただき、3 番・4 番は一緒に説明させていただきます。

3 番でございます。

【 提案説明 】

続いて、4 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 17 ページの地図のとおり、里集会所の北側で、3 番が一番上の囲み、4 番が真ん中の囲み部分になります。

以上の 1 番から 4 番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経

営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 それでは私の方から、3番から5番の利用権の設定を受ける者について、補足をした
いと思います。

【 補足説明 】

議長 それでは議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議長 それでは、議案第4号の1番から4番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第4号の1番から4番について
は、許可することに決定いたします。

議長 続いて議案第4号の5番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制
限）により、私は審議を行う間退席しますので、議長を副会長をお願いいたします。

議長（副会長） 議長を交代いたします。
それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは10ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図の一番下の囲み部分になります。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化
促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議長（副会長） それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議長（副会長） 何かご質問等ございませんか。

議長（副会長） 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長（副会長） それでは、議案第４号５番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長（副会長） ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第４号、５番の計画は議案どおり決定いたします。
岩井会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長（副会長） 岩井会長にお伝えします。議案第４号、５番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長（副会長） それでは、議長を交代いたします。

議 長 井上副会長、ありがとうございました。
続いて６番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは１１ページをお開きいただき、６番でございます。

【 提案説明 】

場所については１９ページの地図のとおり、華工房の北側になります。
以上の６番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます、以上です。

議 長 それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第４号６番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第４号６番については、許可することに決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。議案第４号、６番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項6号の規定による届出について、を報告します。事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、20ページをお開きください。報告第1号、農地法第5条第1項6号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については21ページの地図のとおり、下粕会館北側で、J R学研都市線の西側になります。

20ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については22ページの地図のとおり、桜が丘一丁目集会所のそばになります。以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和6年4月9日火曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年4月9日火曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時40分